



INDO-JAPAN CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

Union Budget 2026 :  
Moving towards a Viksit Bharat  
先進的なインドに向けて

by  
Katsuhei Sirasuna



INDO-JAPAN CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

**Union Budget 2026 :**  
**Moving towards a Viksit Bharat**  
**先進的なインドに向けて**

by  
**Katsuhei Sirasuna**

## **PREFACE**

Dear Readers,

The Indo-Japan Chamber of Commerce and Industry (IJCCI) in Collaboration with Grant Thornton Bharat conducted a Bilingual Webinar (Japanese - English) on India Budget 2026 on February 11, 2026.

We are glad to share the presentation made in Japanese language by Mr. Katsuhei Shirasuna, CPA Director, India-Japan Desk, for the benefit of our Japanese Business Community. Mr. Rajeev Jain, CA, Mr. Sohrab Bararia, Partner and Mr. Sridhar R, Partner at Grant Thornton Bharat LLP Shared their knowledge and answered the questions raised by participants at the Open Floor Session. We hope this resource paper will serve as a valuable resource material for our readers providing clarification and ease of doing business in India for the Japanese Business ecosystem.

February 2026

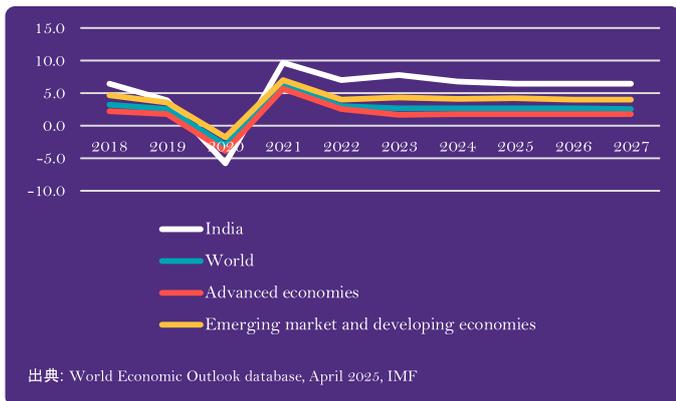
**Suguna Ramamoorthy**  
Secretary General IJCCI

# 目次

S. No	目次	ページ数
1	経済概況	5 - 7
2	2026年度連邦予算の概要	8
3	直接税の提言	9 - 16
4	移転価格税制の提言	17 - 19
5	間接税の提言	20 - 25

# 経済概況

## 世界の経済成長



- 国際通貨基金（IMF）は2025年度、2026年度の経済成長率を2.8%、3.0%と予測しており、世界の経済は低成長と予測している。
- IMF、同じ期間のインドの経済成長率は6.2%、6.3%と予測しており、他の発展途上国の経済成長率の3.7%、3.9%と比較しても高い成長を予測している。

## 国別GDP推計(兆米ドル)

国	2024	2025	2026	2027	2028	2029
米国	29.3	30.6	31.8	33.0	33.4	35.4
中国	18.7	19.4	20.7	22.0	27.9	24.8
ドイツ	4.6	5.0	5.3	5.4	5.4	5.5
日本	4.0	4.2	4.4	4.3	4.4	5.0
インド	3.9	4.1	4.5	4.9	5.9	6.3

出典: World Economic Outlook database, October 2025, IMF

- インドは、人口増加、中間層・富裕層の拡大、若年層の高い割合などにより、経済成長が期待されている。
- 2025年10月の“World Economic Outlook”の予測によれば、インドのGDPは2026年に4兆5000億米ドルで日本を抜いて世界4位、2028年までに世界第3位(米国、中国に次ぐ)の5兆9000億米ドルまで拡大することが見込まれている。

# 経済概況

## インドルピー建ての名目GDPと各種税率の推移（金額及び増加率）

単位：億INR

年度	GDP	増加率
2020-21	2,359,740	-
2021-22	2,689,047	14%
2022-23	3,012,296	12%
2023-24	3,306,815	10%
2024-25	3,588,415	9%

Gross Tax Revenue	増加率	法人税	増加率	個人所得税	増加率	関税	増加率	連邦物品税	増加率	GST（消費税）	増加率	その他	増加率
202,710	-	45,772	-	48,714	-	13,475	-	39,175	-	54,878	-	696	-
270,932	34%	71,204	56%	69,624	43%	19,973	48%	39,464	1%	69,811	27%	855	23%
305,419	13%	82,583	16%	83,326	20%	21,337	7%	32,272	-18%	84,913	22%	987	15%
346,552	13%	91,106	10%	104,518	25%	23,312	9%	30,929	-4%	95,721	13%	967	-2%
379,638	10%	98,677	8%	123,517	18%	23,320	0%	30,025	-3%	102,704	7%	1,395	44%

SD India Budget | Ministry of Finance | Government of India  
SD IMF

- 主要な税収（法人税、個人所得税及びGST）の増収率はインドルピー建ての名目GDPを成長率を上回っている状況。
- 個人所得税の増加率は高く、格差はあるものの一定以上の所得稼得者が増加
- GSTは安定して増加しており、内需の厚みを反映

# 経済概況

前ページの各数値を米ドルの月末平均レートで割り戻した数値

単位：億USドル

年度	GDP	増加率
2020-21	31,914	-
2021-22	34,221	7%
2022-23	36,482	7%
2023-24	39,527	8%
2024-25	41,175	4%

Gross Tax Revenue	増加率	法人税	増加率	個人所得税	増加率	関税	増加率	連邦物品税	増加率	GST (消費税)	増加率	その他	増加率
2,742	-	619	-	659	-	182	-	530	-	742	-	9	-
3,448	26%	906	46%	886	34%	254	39%	502	-5%	888	20%	11	16%
3,699	7%	1,000	10%	1,009	14%	258	2%	391	-22%	1,028	16%	12	10%
4,142	12%	1,089	9%	1,249	24%	279	8%	370	-5%	1,144	11%	12	-3%
4,356	5%	1,132	4%	1,417	13%	268	-4%	345	-7%	1,178	3%	16	39%

年度	1 USD ⇄ INR	増加率
2021	73.94	-
2022	78.58	-6%
2023	82.57	-5%
2024	83.66	-1%
2025	87.15	-4%

各月末TTMの平均値

参考

年度	1 USD ⇄ 円	増加率
2021	106	-
2022	112.4	-6%
2023	135.4	-20%
2024	144.5	-7%
2025	152.5	-6%

各月末TTMの平均値

- 為替レートは主要な通貨である米ドルに対して、継続的に安い状況
- 米ドル建の数値に置きなおすとGDP及び税収の増加率と増加額は低下

# 2026年度連邦予算の概要

ニルマラ・シタラマン財務大臣は、2026年2月1日に2025-26年度の国家予算を発表しました。

1. Viksit Bharat2047に向かって、3つのKartavya（国家の責務）を設計思想として予算を編成
  - 第1のKartavya：成長の加速
  - 第2のKartavya：財政健全性の確保
  - 第3のKartavya：包摂的で公正な発展を実現
2. 注力すべき点
  - インフラ主導の成長継続
  - 製造業・サプライチェーン強化
  - グルーン・エネルギー転換
  - デジタル・先端技術
  - 雇用・人材育成
3. 税制及び規制改革
  - 所得税の見直し・税制簡素化・GSTの更なる透明化を進める方向性を提示
  - コンプライアンス負担の軽減、ビジネス環境に改善に向けた規制緩和の推進を強調

# 1. Union Budget 2026: 直接税の提言

## Individual Taxation(個人所得税)

### SGB（政府発行特別国債）に対する免税措置

- インド準備銀行（RBI）が発行するすべてのSGB（政府発行特別国債）に対し、免除を均一に適用すること。
- 免除は、SGBが当初発行時に個人加入者によって引き受けられ、満期償還時まで継続して保有されている場合にのみ適用されます。

### 少額納税者の外国資産申告制度

#### – 2026年度開示スキーム（FAST – DS）

- 小規模納税者向けの6か月間の外国資産開示制度（一時的なもの）が提案されており、これには起訴免除が伴い、通知される日付から発効する。

概要	閾値	影響
非開示の所得または資産	1,000万ルピー	所得の30%または資産の30% + 100%の罰則
開示された所得と非開示の資産	5,000万ルピー	固定報酬10万ルピー

# Corporate taxation(法人税)

## 非支配者株主に対する買戻税の合理化

- 買戻しにより受け取った対価は、配当所得として扱われるのではなく、「キャピタルゲイン」の項目に基づき課税対象となる。
- ただし、プロモーターの場合、税率は以下の通りとする：
  - 国内プロモーター会社の場合：22%
  - 国内会社以外のプロモーターの場合：30%
- 上場会社の「プロモーター」とは、2018年SEBI（証券買戻し）

規則に定義される者を指し、非上場会社の場合、直接または間接的に10%超の株式を保有する者、または2013年会社法で「プロモーター」と定義される者を指す。

## 配当所得に対する控除の適用除外

配当所得については、控除を認めないことが提案されている。

## MAT規定の合理化

### MATにおける重要な変更点：

- **旧体制下では：**
  - MATの最終税率は14%と提案されており、2026-27課税年度からの当該MATの繰越控除は認められない。
  - 2026年3月31日までに累積したMATクレジットは、納税者が新税制に移行しない限り、相殺の対象とはなりません。
- **新体制下では：**
  - 2026年3月31日現在で利用可能なMAT税額控除の繰越または相殺；
  - MAT控除額は、当該年度の納税義務総額の25%を上限として相殺することができ、15年間の期限が適用される。
- 外国企業については、総所得に対する税額と最低代替税（MAT）の差額範囲内で、MATの税額控除の相殺が認められる。
- MAT（代替最低税）の免除対象が、クルーズ船事業またはインドにおける電子機器製造施設の設立に向けたサービス・技術提供において、推定課税を選択する非居住者にも拡大されることが提案されている

# Corporate taxation(法人税)

## 従業員の福祉基金への拠出金の支払期日の合理化

従業員の福祉基金への拠出金について、所得税申告書の提出期限までに支払われた場合に限り、控除の対象とすることを提案する。

## 外国企業に対する免除

- 通知を受けた外国企業は、関税保税地域内に所在し、当該外国企業に代わって電子製品を生産するインドの契約製造業者への資本財、設備、または工具の供給から生じる所得について、免税が提案されている。  
この免税措置は2030-31課税年度まで適用されることが提案されている。
- 外国企業は、インドのデータセンターからサービスを購入する場合、クラウドサービスの提供による世界的な所得に対する所得税が免除されることが提案されている。インド国内に所在するクラウドサービス利用者は、インド国内の再販業者を通じてサービスを提供されるべきである。この免税措置は、2046-47課税年度まで有効であることが提案されている。

# 金融サービス

## 国際金融サービスセンター（IFSC）内の ユニットに対する税制上の優遇措置

- 100%税額控除の適用期間を、15年間のうち10年連続から25年間のうち20年連続に延長することを提案する。この延長は、必要な認可を取得した課税年度から開始する。延長された税額控除期間は、IFSC内の既存ユニットと新規ユニットの両方に適用されることを提案する。
- 2026年4月1日以降に事業を開始するIFSCユニットについては所定の条件を満たした場合にのみ控除が適用される。
- 所定期間終了後、IFSC内のユニットが承認事業活動から得る所得に対して、15%の優遇税率が適用されることが提案されている。

## IFSCにおけるGRTCの改正

- 現在、以下の条件を満たす場合、グループ内2事業体間の前払金または貸付取引にはみなし配当規定が適用されない：
  - グループ内事業体の1つが、GRTCとして設立されたIFSC内の金融会社／金融部門であること、および
  - 当該グループの親会社／主要事業体がインド国外の証券取引所に上場されていること。
- 新たに提案されているのは、上記の条件に加え、IFSC事業体と取引を行う他のグループ事業体が、中央政府が指定した国または地域（インド国外）に所在していることである。親会社／主要事業体についても、指定された管轄区域に所在しているという同様の要件が適用される。

## 源泉徴収税が控除されていない場合の 損害保険会社に対する控除

非生命保険事業において税金が控除または支払われなかった支出は、当該税金が実際に控除または支払われた年度に計上される。

# 源泉徴収税と物品税

## TCS税率の合理化

項目	現税率	提案税率
飲用アルコール飲料の販売	1%	2%
テンジュの葉の販売	5%	2%
スクラップの売却	1%	2%
石炭、褐炭、鉄鉱石などの鉱物の販売	1%	2%
教育または医療治療を目的として、LRS（現地送金サービス）に基づき行われる100万ルピーを超える送金	5%	2%
「海外ツアープログラムパッケージ」の販売（旅行費、ホテル宿泊費、食事代、宿泊費、その他これらに類する関連費用を含む）	—	—
(a) 合計金額が100万ルピー以下のもの	5%	2%
(a) 100万ルピーを超える金額の合計	20%	2%

## 居住者個人および家族単位（HUF）に対するTAN要件の緩和

- 非居住者売主から不動産購入の対価を支払う際の源泉徴収税（TDS）納付について、居住者個人または家族単位（HUF）が納税者番号（TAN）を取得する要件を免除することを提案する。
- 本改正は2026年10月1日から施行されることを提案する。

## 人材提供におけるTDS（源泉徴収税）

- 人件費の供給は、源泉徴収税（TDS）の目的上、「労働」の範囲に含めることが提案されている。これにより、支払いの性質に関する曖昧さが軽減される。

# 罰則及び手続上の事項

## 「罰金」を「手数料」へ合理化

技術的欠陥に関する訴訟を減らすため、罰金を手数料に合理化することが提案されている。関連する改正案については以下で説明する：

項目	罰金（現在）	手数料（提案）
SFTの申告書を期限までに提出しなかった場合	遅延1日につき500ルピー	1日あたり200ルピー（上限100,000ルピー）
会計監査を受けていないこと（税務調査）	以下のいずれか低い方の金額： ・ 事業及び職業からの総売上高、売上高、または総収入の0.5%；または ・ 15万ルピー	・ 1か月以内の遅延の場合 - 75,000ルピー ・ それ以降 - 150,000ルピー
会計報告書の未提出（移転価格に関するもの）	100,000ルピー	・ 1か月以内の遅延 - 50,000ルピー ・ それ以降 - 100,000ルピー

## 起訴手続の合理化

非犯罪化の枠組みのもと、複数の事件における起訴手続きの合理化が提案されており、犯罪の重大性に見合った処罰が適用される。

提案される非犯罪化作業では以下の原則が適用される：

- ・ 刑罰の性質を嚴重懲役から単純懲役に変更する。
- ・ 最高刑を7年から2年（再犯の場合は3年）に制限する。
- ・ 脱税額が100万ルピーを超えない場合には、
- ・ 罰金のみ処罰を規定する。
- ・ 特定の犯罪については完全な非犯罪化を提案する。

上記の改正は、1961年法および2025年法の対応する条項において実施されることを提案する。

# Ⅰ 罰則及び手続上の事項

## 所得の虚偽申告の定義の合理化及び 罰則免除の適用範囲拡大 (所得の虚偽申告事例を含む)

- 2025年法における所得の虚偽申告の定義を拡大し、説明不能な貸付金・投資・資産・支出に該当する所得、ならびに譲渡性証券、ハンディなどを通じて借入または返済された金額を含めることを提案する。
- 納税者が、所定の条件を満たす場合に限り、所得の虚偽申告（刑事犯罪及び起訴を伴う場合を除く）ならびに所得の過少申告に対する罰則の免除を申請できることを認めることを提案する。
- 改正は、2025年法については2026年4月1日から、1961年法については2026年3月1日から施行される。

## 罰則規定におけるその他の改正

- 仮想通貨関連取引に関する情報の提供義務違反、不正確な情報の提供、当該不正確性の修正義務違反、またはデューデリジェンス要件の不履行に対して、新たな罰則を導入することが提案されている。

# Ⅰ 査定手続

## 査定手続と罰金手続の併合

- 複数の手続きを排除するため、査定と罰則の両方を含める単一の統合命令を発出することを提案する。
- これは2027年4月1日から適用される。

## DRP案件における査定完了期限の確認

- DRPに対して異議申立てがなされた場合、審査完了期限は、行政官がDRPの指示を受領した月の末日から1か月以内とすることを提案する。
- 1961年法の改正案は、適用される場合に応じて2009年4月1日／2009年10月1日から遡及適用される。2025年法の改正は2026年4月1日から施行されることが提案されている。

## 所得の脱税事案における通知の発行及び事前査定手続の実施

- 所得の脱税に対する通知の発行及び事前査定手続の実施の目的上、「査定官」には、1961年法に基づく
- 2021年4月1日以降、並びに2025年法に基づく2026年4月1日以降、遡及的に、全国無顔査定センター及びいかなる査定部門も含まれないことを明確化する。

## 2. Union Budget 2026: 移転価格税制の提言

### 移転価格

#### SHR（セーフハーバー）規定 IT分野における合理化

項目	現状の規定	改定案
SDSおよびIT/ITeS	17% 100億ルピーまで18% 10億ルピーから30億ルピーまで	単一カテゴリー（ITサービス）に分類され、共通営業利益率は15.50%  閾値が20億ルピーに引き上げられる。
KPOサービス	従業員コストが営業費用に占める割合に応じて18%/21%/24%	
契約研究開発サービス	24%	

- ITサービスに対するセーフハーバーは、自動化されたルールベースの承認プロセスを通じて付与され、税務担当官による審査や承認の必要性を排除します。

- 適格なITサービス提供者は、5年間のセーフハーバー制度（SHR）を選択できます。

#### データセンターサービス

- SHR適用時の営業利益率は原価の15%と提案されています。

#### 非居住者による電子部品倉庫保管

- 請求書金額の2%を安全港利益率として提案されています。

#### ITセクター向けUAPA（統一税務協定）の迅速化

ITセクターの納税者に対し、2年以内のUAPA締結を迅速化（納税者の要請により6ヶ月延長可能）することを提案しています。

# 移転価格

## 事前確認（APA）に基づき、修正後の申告書を関連企業（AE）に拡大適用する

インドの納税者が締結したAPAに基づき、関連企業は追加納付または源泉徴収された税金の還付請求を可能とする修正申告書の提出が可能となる。

## TPO命令のタイムラインに関する説明

TPO命令の期限日における時効期間の60日前に関する計算方法について、以下の通り明確化されました：

時効の満了日	TPO命令の最終期限
3月31日（閏年ではない）	1月30日
3月31日（閏年であるため）	1月31日
12月31日	11月1日

# その他

## 修正申告書の提出期限の延長

- 修正申告書の提出期限を、当該課税年度終了後9ヶ月から12ヶ月に延長することを提案する。この場合、総所得が50万ルピーを超えない場合は1,000ルピー、その他の場合は5,000ルピーの手数料を徴収することを提案する。
- 2025年法の改正案は2026年4月1日から施行され、2026-27課税年度から適用される。これに対応する改正案は1961年法においても2026年3月1日から施行され、2025-26課税年度から適用される。

## 自動車事故補償の利息

- 1988年自動車法に基づき、裁判所が個人またはその法定相続人に認められた補償金の利息を非課税とすることを提案する。さらに、当該補償金の利息については源泉徴収を要しない。

# Ⅰ 雑則

## 非居住者個人に対する免税 インド国外で発生する所得について

- インド国外で発生する所得について、非居住者個人がインドを訪問し、通知されたスキームに関連するサービスを提供する場合、5年間の免税を提案する。
- これは、インドを初めて訪問してサービスを提供する年度の直前の5つの連続した課税年度において非居住者に該当する個人を対象とする。

## 申告書の提出期限の変更

- 税務監査及び移転価格税制が適用されない場合の確定申告書の提出期限の変更：
  - 事業所得または専門職所得を有し、かつ税務監査または移転価格税制の適用対象とならない納税者について、確定申告書の提出期限を7月31日から8月31日に延長することを提案する。
  - したがって、7月31日という申告期限は、税務調査の対象とならない個人／HUF（家族単位納税者）にのみ適用される。

◦ 改正は、1961年法については2026年3月1日から、2025年法については2026年4月1日から施行される。

- 修正申告書の提出期限の変更：
- 更新申告書の提出条件の変更：

◦ 納税者は以下の場合にも更新申告書を提出できることが提案されています：

- 損失額の減少。
- 再査定通知に応じ、通知に定められた期限内に、追加の10%の税金と利息を支払うことを条件として。

◦ さらに、再査定通知に応じて提出された更新申告書で開示された所得については、所得の誤申告または過少申告に対する罰則を課さないことが提案されている。

◦ 上記の改正は、1961年法では2026年3月1日から、2025年法では2026年4月1日から施行されることが提案されている。

# 3. Union Budget 2026: 間接税の提言

## I GST

### 仲介サービスの供給地

- 現在、仲介サービスの供給地を「供給者の所在地」と定めるIGST法第13条(8)は、削除されることが提案されている。
- この変更に伴い、仲介サービスの供給地は、デフォルトの規則（供給地を「受領者の所在地」とみなす）によって規定される。

### 販売後割引の場合の評価およびクレジットノートの要件

- CGST法第15条(3)項の改正案により、販売後割引を特定の契約及び関連する請求書に紐づける要件が廃止される。
- 販売後割引を提供する際、供給者はクレジットノートを発行する必要があり、受領者は当該割引に帰属する対応するITCを逆仕訳処理しなければならない。
- 割引に対するクレジットノートの発行を可能とするため、第34条に基づくクレジットノート規定への具体的な改正が提案されている。

### 逆転関税還付申請に対する仮還付

- 中央間接税法（CGST法）第54条(6)項に対し、逆課税構造（Inverted Duty structure）に基づく申請にも90%の仮払い還付特典を適用する改正が提案された。

### 還付金の閾値制限の撤廃

- 課税済み商品の輸出に係る還付申請において、還付請求を認可するための現行の1,000ルピーの閾値制限を撤廃する。

# | GST

## 事前裁定に関する国家上訴機関に代わる 暫定機関

- GST法は、2つ以上の州の上訴機関が発行した事前裁定が矛盾する場合に、その上訴を審理するための事前裁定に関する全国上訴機関の設置を規定している。
- 第101A条(1A)項は、国家上訴機関が設置されるまでの間、既存の機関（審判所を含む）に上訴審理の権限を付与することを提案している。これは2026年4月1日から施行される。

# 関税

## 事前裁定の有効期間の延長

- 事前裁定の有効期間を3年から5年に延長するため、第28J条の改正が提案されている。
- 2026年度財政法案が大統領の裁可を受けた日時時点で有効なすべての事前裁定は、当初の裁定日から5年間の1回限りの延長対象となる。

## 罰金とみなすことによる関税の未納に対する課徴金

- 第28条第6項は、第28条第5項に基づき支払われる罰金が、罰金ではなく関税不納付に対する課徴金として扱われることを明確化するため、改正が提案されている。

# Ⅰ 関税

## 倉庫間移送における事前許可要件の撤廃

- 第67条は、倉庫間移動について所轄官庁の事前許可を得るという従来の要件を廃止するため、代替条項として提案されている。
- 倉庫貨物の所有者は、所定の条件に従い、当該貨物をある倉庫から別の倉庫へ移送することができる。

## 領海を越えた管轄権の拡張

- 漁業及び関連活動について、インドの領海を越えた管轄権を拡大するため、関税法の改正が提案されている。
- これにより、領海を越えて行われる漁業活動に関して、関税規定を課し、規制し、執行するための法定管轄権が創設される。

## 漁業及び漁業関連活動に関する特例

- 新たな第56A条を法案化し、インド領海外で漁獲された魚介類について、インド船籍の漁船による免税輸入を認めることを提案する。外国港湾に水揚げされた魚介類は、貨物の輸出として扱われる。
- 委員会に対し、記載様式・方法及び手続きを定める規制権限が付与される。
- 「インド船籍漁船」の定義が追加された（第2条(ah)項）。これはインドに登録され、インド国旗を掲揚する船舶を指す。

## 郵便物・宅配便貨物の保管に関する規則

- 第84条(b)項に対し、郵便または宅配便により輸入される、または輸出される予定の貨物の保管に関する規則を定める権限を委員会に付与する改正が提案された。

# 関税

- 本改正により、郵便物及び宅配便貨物の保管を、検査及び通関手続きと並んで規制枠組みに明示的に組み入れることにより、委任された規制権限の範囲が拡大される。

## 手荷物規則に関する変更

- 2016年手荷物規則は、手続きの簡素化、旅客の利便性向上、透明性の確保、電子申告・事前申告の実現、旅客手荷物の円滑な通関を目的として、これまでのすべての明確化事項を簡素化・統合するため、2026年手荷物規則により廃止される。
- 居住者特典の移転は、滞在期間に応じた適格基準に基づき、インド居住者と外国人専門職向けに明確に合理化・再構築された。
- 本規則は2026年2月2日深夜0時に発効する。

# セクター別の变化

## 医療・医薬品分野

- 7種類の救命医薬品に対する免税措置を延長。
- 個人輸入免税対象疾患リストに7つの希少疾患を追加。
- 医薬品基準、ELISA試薬、インプラント、医療機器の免税措置を2028年3月31日まで延長。

## 太陽光発電分野

- 太陽電池製造の原材料（例：太陽電池用ガラス製造に用いられるアンチモン酸ナトリウム）の関税が7.5%からゼロに引き下げられた。

# Ⅰ セクター別の变化

## 自動車業界

- リチウムイオン電池セル製造向け資本財免税措置が蓄電システム（BESS）に拡大適用される。
- リチウムイオン電池セル、部品、セパレーター、主要原材料に対する免税措置は2028年3月31日まで継続される。

## 化学部門

- リン酸アンモニウム、水酸化カリウム、ナフサを含む特定の化学品に対する基本関税が引き上げられた。

## 銀行部門

- 現金自動支払機または自動紙幣支払機及びその部品・構成部品に対する免税措置の撤廃。
- マイクロATM、指紋リーダー／スキャナー、虹彩スキャナー、小型化されたPOSカードリーダーなどの製品製造に使用される部品・コンポーネントに対する免税措置が2028年3月31日まで延長される。

## 電子機器業界

- 外国の映画制作チームまたはテレビ番組制作チームが輸入するテレビ・映画撮影機材に対する関税免除が撤廃される。
- この撤廃は、外国産の写真撮影・映像撮影・録音機材がインドに持ち込まれる場合にも適用される。
- さらに、デジタルスチルカメラおよびビデオカメラの部品・コンポーネントは、輸出後にインドへ再輸入される場合、免除対象外となる。
- 電子レンジ製造に使用される特定品目に対する免税措置が導入される。

# 特別経済区

## 特別経済区製造施設向けDTA販売特例

- 世界的な貿易混乱により特別経済区（SEZ）内の製造ユニットが直面する設備稼働率の低下を考慮し、これらのユニットが優遇関税で国内販売区域（DTA）に製品を販売することを認める一時的な措置が発表された。この緩和措置は輸出売上高の一定割合を条件とする。
- 本措置を運用化するとともに、DTA内で操業するユニット間の公平な競争環境を確保するため、必要な規制改正はまだ発表されていない。

## 特定製品に対する特別経済区（SEZ）企業の関税免除の撤廃

- 2026年3月31日をもって、特別経済区（SEZ）内の事業者から加工のために開発貿易地区（DTA）内の事業者へ送付され、ポリイソブチレン製造の規定数量を超えてSEZへ返送される液化石油ガス（LPG）に対する条件付き関税免除（45/2025-Cus）は失効する。

- 国内の種子及び機械を用いて特別経済区（SEZ）内の事業者が製造し、通達第113/2003-Customs号に基づき加工貿易地域（DTA）に供給されるヒマ実油粕及び脱油ヒマ実粕に対する関税免除措置は、2026年3月31日に期限切れとなる。

## 特定の免除の継続

2012年7月19日以前に認可された、1000MW以上かつ1000MW未満の容量を有するSEZ発電所からDTAに供給される電力に対する関税免除措置について、その適用期間を2026年3月31日から2028年3月31日まで延長することが提案されている。

## 旧税法

### 中央物品税（2026年5月1日より施行）

- NCCDスケジュールは、噛みタバコ、ジャルダ香タバコ、その他のタバコ製品の税率を25%から60%に引き上げる改正案が提案されている。ただし、実効税率は変更されない。

# 用語集

AO	Assessing Officer（審査官）
APA	Advance Pricing Agreement（事前価格合意）
CNG	Compressed Natural Gas（圧縮天然ガス）
CBG	Compressed Bio Gas（圧縮バイオガス）
Contract R&D SD services	Contract research & development services wholly or partly relating to software development（ソフトウェア開発に完全または部分的に関連する受託研究開発サービス）
DTA	Domestic Tariff Area（国内関税地域）
FAST-DS	Foreign Assets of Small Taxpayers – Disclosure Scheme （小規模納税者の国外資産一開示制度）
GRTC	Global or Regional Corporate Treasury Centres （グローバルまたは地域別企業財務センター）
GST	Goods and Services Tax（物品サービス税）
IFSC	International Financial Service Centre（国際金融サービスセンター）
INR	Indian Rupee（インド・ルピー）
ITC	Input Tax Credit（仕入税額控除）
IT/ITeS	Information Technology/information Technology enabled services （情報技術／情報技術を活用したサービス）
KPO	Knowledge Process Outsourcing（知識プロセスアウトソーシング）

# 用語集

<b>LRS</b>	Liberalised Remittance Scheme (自由化された送金制度)
<b>MAT</b>	Minimum Alternate Tax (最低代替税)
<b>NCCD</b>	National Calamity Contingent Duty (国家災害時臨時勤務)
<b>NPO</b>	Non-Profit Organisation (非営利団体)
<b>SDS</b>	Software Development Services (ソフトウェア開発サービス)
<b>SEZ</b>	Special Economic Zone (特別経済区)
<b>SHR</b>	Safe Harbour (セーフハーバー)
<b>TCS</b>	Tax Collected at Source (物品税の源泉)
<b>TDS</b>	Tax Deducted at Source (源泉徴収税)
<b>TPO</b>	Transfer Pricing Officer (移転価格担当官)
<b>UAPA</b>	Unilateral Advance Pricing Agreement (片務的事前価格合意)
<b>2025 Act</b>	Income Tax Act, 2025 (所得税法、2025年)
<b>1961 Act</b>	Income-tax Act, 1961 (1961年所得税法)
<b>LRS</b>	Liberalised Remittance Scheme (自由化された送金制度)



## **INDO-JAPAN CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY**

No. 21, Kavignar Bharathidasan Road, Teynampet, Chennai 600 018.

Tel: 91-44-4855 6140 E-mail: [indo-japan@ijcci.com](mailto:indo-japan@ijcci.com) Website: [www.ijcci.com](http://www.ijcci.com)